

令和7年度 長万部中学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

令和5年4月5日改訂

教育は、生徒一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性や特性を伸ばしていく事が大切である。また、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目標である。特に、中学教育では進路を考えた上で、今後の人生における岐路に立たされ、生徒の人生をも左右する可能性がある。

しかし、いじめを背景として中学生が自らの命を絶つなど痛ましい事故が発生している。今後は、在籍する中学生に対して、保護者はもちろん関係機関と連携を取り、いじめを発生させない取り組み、もし、発生したときの具体的対応、関係生徒の事後のケアなどを計画的に考える必要がある。そこで、文部科学省から平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、長万部中学校における「学校いじめ防止基本方針」を策定し、具体的対策や対応について示していく。また、令和5年3月に改訂された「北海道いじめ防止基本方針」を受けて、全教職員で、全生徒を見守り、「いつでもいじめは起こる」という、危機感を持って学校運営にあたる必要がある。

2 いじめ防止基本方針

- (1) 共感的人間関係を培う教育の推進
- (2) 「自己肯定感」を醸成し、全教育活動を通じた体験活動や道徳教育の推進
- (3) 法に基づくいじめの積極的認知の徹底及び警察等の関係機関との連携による事案への対応

3 基本的な方針

全教職員が組織体として、いじめに立ち向かう学校創り

(1) いじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 特別委員会として、教頭・生徒指導主事を中心とした「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、随時検証を生かして必要な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止の年間計画を作成する。また、長期休業日を区切りとして、年間2回程度は外部の専門機関からの情報や助言を得る。さらに、委員会では生徒指導部と連携し生徒や保護者へのアンケートを作成し（道教委用も可）分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ② 全教職員により教育相談体制を充実させ、さらに特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーと連携を図った体制にする。また、教職員がカウンセリングマインドの向上を目指し、早期発見・早期対応を図る。
- ③ 専門的な知識を有する専門家を講師として招き、教職員一人一人が研修を行い、新たなケース（スマホ等）のいじめ防止に対処できるようにする。
- ④ 生徒会を中心に生徒が主体的にルール作りやいじめ防止のためのキャンペーン等の実践を行い、望ましい集団づくりに努める。

- ⑤ 道徳の時間を要として、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係等、現在および将来における人間としての生き方について考えさせる。また、共感的な人間関係の構築が図られるようにする。
- ⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。特に保護者会や地域懇談会等で、学校としてのいじめに対する取り組みを説明し、理解・協力を進める。
- ⑦ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、その結果を分析し、今後の指導改善に活かす。

(2) いじめに対する措置1 (いじめ発生時)

① いじめられた生徒への対応

- ア 生徒や保護者アンケートから、いじめに該当する可能性のある事案が発生した場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした特別委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施する。そして、早急に対応し、重大事態とならないように対処する。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、悩みを受け止め支える指導を行う。また、指導や聞き取りの内容は記録を取る。
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような具体的な体制について説明し、理解を得る努力をする。
- エ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを作り必要に応じて、登下校も含み目が届かない時間帯を作らないようにする。
- オ 養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感を持てるような場を提供する。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施を行い、生徒に安心感を与える。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた生徒への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的な指導を行い、相手への思いやりや自己の行為を考えさせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直す機会を支援する。
- ウ 家庭と連携し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子や確認をし、今後の指導に活かす。

③ 学校としての取り組み

- ア いじめがあった事実を真摯に受けとめ、学級環境等の改善策を協議し、人間関係の再構築の指導改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送られるような環境の改善を図る。

ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域の教育力に関わる機関を活用し、いじめのない学校にする。

(3) いじめに対する措置2（重大な事態発生時）

① 重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態（自殺等重大事態）」、及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態（不登校重大事態）」（いじめ法第28条第1項）

② 重大事態の報告

ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

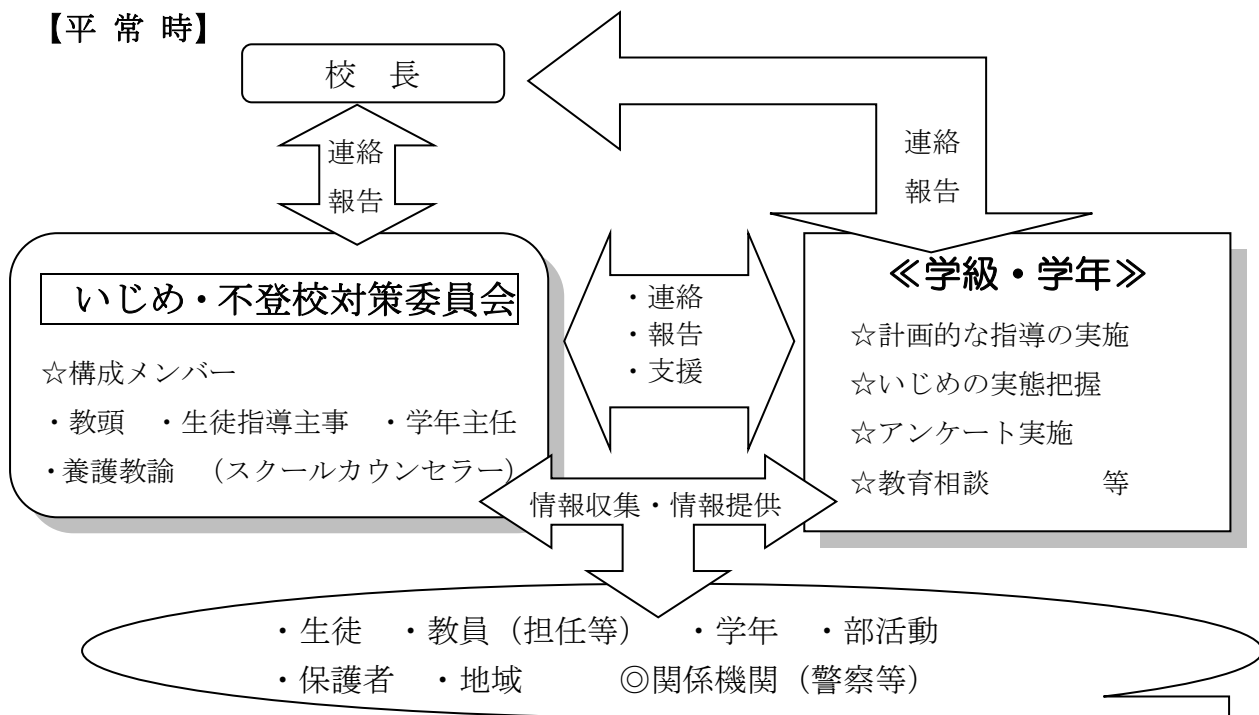
ア 弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する方（北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム、以下「専門家チーム」）の他、第三者（PTA 関係等）からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、教育委員会に速やかに提出する。その際、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。

ウ いじめられた生徒及び、その保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報提供をする。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

4 いじめ防止体制

【平 常 時】



【いじめ発生時】

